⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　独立行政法人日本原子力研究開発機構の競争参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有すると認められた者であること。
⑷　独立行政法人日本原子力研究開発機構契約部長から取引停止にされている期間中の者でないこと。
⑸　警察当局から、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
⑹　入札に参加しようとする者の間に一定の資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
⑺　独立行政法人日本原子力研究開発機構が要求する技術要件を満たすことを証明できる者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒319―1195 茨城県那珂郡東海村白方白根２－４　独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター　管理部調達課　電話029―282―6883、5267（ダイヤルイン）
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　①平成24年12月６日14時00分　②平成24年12月６日14時00分　③平成24年12月６日14時00分　④平成24年12月６日14時00分
⑷　開札の日時及び場所　①平成24年12月13日14時40分　②平成24年12月13日14時20分　③平成24年12月13日15時00分　④平成24年12月13日15時20分　独立行政法人日本原子力研究開機構東海研究開発センター情報交流棟北ウイング１階　入札室１
4　その他
⑴　契約手続に用いる言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項
①　この一般競争に参加を希望する者は、封かんした入札書のほかに、当機構の交付する入札説明書に定める入札仕様書及び必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、仕様書及び必要な証明書等について、説明若しくは協議を求められた場合は、それに応じなければならない。
②　上記①の提出書類に基づき当該物品の納入が可能な者であると判断した者を落札対象とする。
⑷　入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　その他詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Contracting Entity : Kazuhiko Sato, Director of Department of Administrative Service, Tokai Research Establish of Japan Atomic Energy Agency
⑵　Classification of the products to be procured : ①13 ②18 ③13 ④24
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : ①Manufacture of spare pump to circulate mercury by electro-magnetic force, 1 set ②High-temperature tensile testing machine, 1 set ③Water Pumps for Accelerator Stable Beam Operation, 1 set ④Manufacturing of silicon analyzers modified by flame spray coating of gadorinium, 1 set
⑷　Delivery period : ①By 15, March, 2013 ②By 22, March, 2013 ③By 28, February, 2013 ④By 27, March, 2013
⑸　Delivery place : Tokai Research Establishment of Japan Atomic Energy Agency (Appointed place)
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ; ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause, ②not come under Article 71 the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③have been qualified through the qualifications for participating in tenders by Japan Atomic Energy Agency, or through Single qualification for every ministry and agency ④not be currently under suspension of nomination by Director of the Department of Contracts, Japan Atomic Energy Agency
⑺　Time limit for tender : ①14 : 00, 6, December, 2012 ②14 : 00, 6, December, 2012 ③14 : 00, 6, December, 2012 ④14 : 00, 6, December, 2012
⑻　Contact point for the notice : Procurement Division, Department of Administrative Service, Tokai Research and Development Center, Japan Atomic Energy Agency, 2―4 Shirakata-shirane, Tokai-mura, Naka-gun, Ibaraki-ken 319―1195 Japan. TEL 029―282―6883, 5267

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年９月21日
独立行政法人日本原子力研究開発機構
東海研究開発センター管理部長　佐藤　一彦
◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08
○第24―２原453―１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　16
⑵　購入等件名及び数量　ＷＡＳＴＥＦ空調給排水設備監視盤及びエアラインスーツ設備監視制御装置の更新　１式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期限　平成25年３月15日
⑸　納入場所　独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター（詳細は仕様書による。）
⑹　入札方法
①　総価で行う。
②　落札の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　独立行政法人日本原子力研究開発機構の競争参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有すると認められた者であること。
⑷　独立行政法人日本原子力研究開発機構契約部長から取引停止にされている期間中の者でないこと。
⑸　警察当局から、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
⑹　入札に参加しようとする者の間に一定の資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
⑺　独立行政法人日本原子力研究開発機構が要求する技術要件を満たすことを証明できる者であること。